

## 平成 27 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日時：平成 27 年 7 月 14 日（火）14 時 30 分から 16 時 30 分まで

開催場所：三重県農協会館 5 階 大会議室

出席委員：6 名（欠席 4 名）

小林 慶太郎 副委員長

玉置 保 委員

南条 七三子 委員

別所 浩己 委員

松村 直人 委員長

吉田 正木 委員

傍聴者：なし

1 開会

2 あいさつ（農林水産部長 吉仲）

3 議事

〔事務局〕

議事に先立ち、委員 10 名中 6 名が出席しており、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第 6 条第 2 項の規定に照らして本会議が成立していることを報告。

〔委員長〕

皆さんこんにちは。

それでは本日の議題に入りたいと思いますが、何分非常に事項が多いものですから、皆様の格別のご協力によりまして議事が円滑に進められるようによりしくお願いいたします。

本日の委員会では事項書にありますように、平成 25 年度と 26 年度に実施した基金事業についてと実績報告等について議論いただきます。本年度 2 回評価委員会を予定しております。

まず事務局から一つ目の事項「平成 26 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会での意見」について説明をお願いします。

(1)平成 26 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会での意見

〔事務局〕

資料 3 に基づき説明。

〔委員長〕

ありがとうございました。それではただいまの報告に関しまして、委員の

方々から何かコメント等ありましたらお願いいたします。

主に評価のフォーマットについてですが、よろしいでしょうか。それではまた質問がありましたら後程ということで。

それでは事項の2番目、「平成25年度、26年度事業評価の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(2)平成25年度、平成26年度事業評価の進め方

[事務局]

平成25年度、平成26年度事業を評価するにあたっての具体的な作業手順について説明。

[委員長]

ありがとうございます。

平成25年度が資料4-2、資料5-2の方が平成26年度。

もし個別の事業などで質問がある場合には、特記事項のところに記入したらよろしいのでしょうか？

[事務局]

そのようにしていただけたらと思います。

[委員長]

ありがとうございます。

それでは委員の先生方、何かご意見等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

[委員]

提出方法について確認をしたいんですが。これは今日お配りいただいたものに記入して郵送等、もしくは以前メールをお送りいただいているものに直接ファイル形式がいいのか。

[事務局]

メールで送らせていただきましたエクセルの方に入れていただいて、思っております。

[委員]

メールにより提出？

[事務局]

はい。

[委員長]

その他、いかがでしょうか？

[委員]

前メールいただいたのは25年の分だけではなかったですか？

26年度の評価シートもメールをいただいていますか？

[事務局]

それは、確認次第送らせていただきます。すみません。

[委員]

提出はいつまでなんでしょうか？

[事務局]

7月24日までをお願いしたいんですが。

[委員長]

7月24日ということで。

それでは25年度、26年度の事業評価に関しまして、よろしくお願ひいたします。

では続きまして3番目の事項、「平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績」について、議論をいただきたいと思います。事務局から4-1の目次1から5まで説明をお願いいたします。

### (3) 平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

[事務局]

資料4-1と資料4-2に基づき説明。

[委員長]

ありがとうございました。

それではここまでのところ、平成25年度分につきまして、委員の方からご質問等ありましたら、お願いします。

[委員]

一点お伺いします。税のシステムを改修されて、全ての徴収も終わって、結果的にシステム等の改修はスムーズに進んだかどうかというのが一点、それから周知事業を行っていただいていたということなんですが、実際に徴収が始まってから、なんでこんなもの取られるんやという苦情のようなものが来たりですとか、あるいは、素晴らしいものだからどうぞ取ってくださいという声だとか、そういう県民の声みたいなものが届いているかとか、以上2点お願いします。

[事務局]

税務システムの方の改修につきましてですね、テストとかそのようなものをこなしておりまして、導入後エラーとかミスもなく、導入されております。

それと、納税者の反応の方なんですけど、税の方の私共が聞いている反応といたしましては、問い合わせ状況としましては、平成26年5月で78件、6月で56件、7月で8件。内容は納税方法の問い合わせが最も多い状態でした。まあ特別徴収、ごめんなさい、個人住民税の場合ですとどうやって払うのかとか、そのような問い合わせが多かったというように聞いております。なお、市町さんの方にも税の問い合わせについてはあったらしいんですが、県の相談窓口案内するほどのものはなかったというようなことを聞いておるところでございます。以上でございます。

[委員長]

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、昨年度の平成26年度分事業の議論いただきたいと思っております。

では事務局から資料に基づいて、説明をお願いいたします。

#### (4)平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

[事務局]

資料5-1と資料5-2、資料5-3に基づき、災害に強い森林づくり推進事業及び森を育む人づくりサポート体制整備事業について説明。

[委員長]

ありがとうございました。それではこれまでの26年度の県のそれぞれの事業の説明をいただきましたが、質問等ありましたらお願いします。

[委員]

北野課長にお尋ねしますが、森林インストラクター養成講座で、14回開催

されて、トータルで受講された方の中でその後受験されてインストラクターになられた方おられますか？

[事務局]

はい、2名の方が受験されまして1名が合格ということで、次に期待ということでございます。

[委員長]

その他には？

私からひとつ、前野課長に。災害のところの、大台町の、資料の 5-3 の 6 ページで、間伐したところがあったと思うんですが、これはせっかく切ったんですが、間伐して販売というか、使うことはできなかったということなんでしょう？

[事務局]

搬出をするというところは考えておりませんので、搬出ができるところは、所有者の方が出していただける部分は搬出していただいて結構なんですけれども、搬出する経費をかけて税でやるということは考えておりません。

[委員]

今の話に関連しまして、溪流部は除去ですから、運び出してバイオマスなりなんなりに使うということ？

[事務局]

溪流部と溪間部につきましては、そこに置いておくこと自体が危険ですので、すべて搬出等をしております。

[委員]

それはバイオマス等に？

[事務局]

その後、その材の利用につきましては、基本的にバイオマスとかそういう有効活用をと思います。

[委員]

山腹部分については、搬出まではこの事業の中では見ていないという理解？

[事務局]

事業の中では見ておりません。

[委員]

森を育む人づくりサポート体制整備事業の部分で、森づくり推進員の活動のところなんですけど、ちょっとよく分からないので、教えてほしいところがあるんですけど、県としては森づくりサポートセンターというものを配置して、そこに森づくり推進員を配置したということですか？

併せて、森林環境教育指導者の人数のことなんですけど、活動にかかる相談の中で14とあるんですけど、この14というのが森林環境教育指導者の数なのか、もっとみえるのかとか、いわゆる森のせんせいというのが実際何人いるのかとか、そのへん少し分かったら教えてください。

[事務局]

森づくりサポートセンターですが、来年の4月からオープンしたいなど。今その準備を進めておりまして、26年度は森づくり推進員1人、27年度今年度は2人配置しまして、来年度は出来たら三人ほどで体制を整えてやっていきたい。場所は林業研究所、白山町なんですけど、そこが県下で真ん中へんで一番効率がいいかなあということで、今準備を進めております。

それで、森林環境教育指導者14というのは、これは、森のせんせいとかお任せしてやっていただけるような、そういう方々への相談と指導とかそういうサポートということでございます。人数ですけれども、個人で55名の方、団体で21団体、これは森づくりの指導者になりますが林業家の方で個人で11人、団体が5という方が登録されておりまして、どんどん増やしていきたいなと思っております。

[委員長]

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。

では、ここで一旦休憩を取りまして、この時計で5分程、45分前くらいから再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

(休憩)

[委員長]

それではよろしいでしょうか。では再開させていただきます。

[事務局]

資料 5-1 と資料 5-2、資料 5-3 に基づき、みえ森と緑の県民税市町交付金事業及びみえ森と緑の県民税制度運営事業について説明。

[委員長]

ありがとうございました。以上で市町関係の説明は終わりますが、非常に内容も多岐にわたっておりますが、委員の先生方からお気づきの点、よろしくお願ひします。

[委員]

一点、誤植だと思うんですが、確認させてください。資料 5-1 の 6 ページからなんですが、事業内容のところ、土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくりになってまして、以降 7 ページ以下ずっと土砂や立木を流さない森林づくり 2、3、4、5 と数字が増えていくんですが、これは全部 1 という理解でよろしいですよ？

[事務局]

すみません。大変失礼いたしました。資料が間違っておりました。1 番の間違いです。土砂や流木を流さない森林づくりはすべて 1 番ということで。すみません、お手数おかけしますが、修正の方お願ひします。

[委員]

それから事前説明に来ていただいた際の議論について、先ほどいくつの方々の事前質問の中にもありまして、各担当の方から高額でないかということに対しての回答があったんですが、やはり全体から見てみたときに、かなり支障木の除去だとか、あるいは竹林の整備に係る費用が、私なんか普段森林に関わっている立場から見て非常に高額に感じるんですね。1ha の竹林を切るのに 700 万くらいかかっているですとか、あるいは 1.5ha の里山整備新規雇用に ha あたり 200 万使っているとかいうのは非常に高額でないかなと感じます。これを税でやるということについては、そのところの評価をどういうふうにするのかなと考えたときに、根拠がもう少し示されないとなかなかこの数字だけを見てこれが高い安いという議論はできないのであれば、例えば工数、何人工かかったですとか、ここはこういう機械をかりてきたので何十万かかりましたとかいうのがあれば分かるんですが、例えば大台町さんの道端の木を切っている写真を見た限りでは、そんなに通行量のない道ですので、広い道ですし、別に道の横で切っているわけですから、そこにどういう特殊な要因があるのか写真を見た限りではなかなか判断しづらいな、と。あるいは松阪市さんの写真も部分皆伐の写真に見えますので、上の方に引いて倒すというふうにすれば、

どういう特殊なことがいったのかなということが正直見えてこないんですね。そのあたりもしこれが適切な単価であるというのであれば、内訳等を示していただかないと評価が難しいのかなというふうに思っております。

それからもう一点なんですが、資料の 41 ページの危険木伐採搬出事業、菰野町の例なんですが、これは三重県森林組合連合会さんが実施しました。作業道を 1042m つけて、152.27 立方の木材を搬出したということなんですが、これは通常の森林整備の間伐事業じゃないかなというふうに見えるわけでございまして、そうするとおそらく国補等の間伐補助あるいは加速化基金等のなんらかの間伐補助が入ってるんじゃないのかな。で、その中で林地残材を集めることに使いましたというご説明だったんですが、今、間伐事業は木材を搬出するというのが前提となっておりますし、搬出した木材量に応じて補助金額が変わってくる仕組みになっておりますから、これを認めてしまうと、他の地域でも通常の間伐をやっている中で、これ上乗せしてもらえばいいやんかというようなことになれば、みんな安易にこういう事業をやりだして、本来の税の趣旨というのから大きく外れていってしまうんじゃないのかなというふうな懸念を持っております。まず以上 2 点お願いいたします。

[委員長]

ありがとうございます。事務局から今日答えられる範囲で、分かる範囲で何か回答がありましたらお願いしたいと思っております。

[事務局]

単価が高いという話ですが、大台町松阪市他、今あがったもの、もう少し資料を出させていただきます。それで見てくださいと思います。それから菰野町の件は、四日市農林事務所の方から説明をお願いします。

[四日市農林事務所]

そもそもこの事業自体は、林地残材として残ってしまうものが、将来の危険木、危険な因子になる可能性がある、それを除去するためにやりたいというのがスタートで行っているわけですが、現時点では事業地をどうするかたちで選択していくのか、どういう条件のところをやっていくのか、そのへんの位置づけがやや不透明な部分があります。そのへんにつきましては菰野町さんともこれからいろいろ話を詰めて、そういった事業の趣旨に合ったかたちでの事業実施、そういったものに向けての是正を図っていくという事で今考えております。

[委員長]

その他いかがでしょうか？



[委員]

今の委員の意見と重なるかもしれないんですが、事前に資料いただきまして、一応一通り目を通させていただきましたが、全体を通して感じることは、評価という前に、事業自体の評価なのか、当然事業費を要しているわけですので、事業内容と事業費のバランスといいますか、それを評価の対象とするのであれば、先ほど委員も言われたようにもうちょっと細かく例えば何人工とかどういう機材を使ったとか、材はどうしたのとか、もうちょっと細かい明細がないと評価のしようがないということを感じました。先ほど返答でもうちょっと資料をいただくということですので、それを見てからじゃないと評価のABCもつけようがないということが正直な今の感想です。

それともう一点なんですが、各市町の基金積立というのがありますが、この市町に交付された税の部分を積立するか使用するかということは各市町の裁量に任されているわけなんですか？例えば何年以内に使わなければいけないとか、何パーセントは使わなければいけないとか、何らかの制約があるのでしょうか？

[事務局]

当面5年を見直し期間としておりまして、その期間積み立てることができる、最長5年という事で制度を組み立てております。当然何に使うかという事業計画がないと、当然各市町で目的のない基金は作れませんので、それはちゃんと作ってますし、提出いただいて、例えば大型公共施設、保育園を建てるとか、これが3年後なのでそのために積み立てるとか、目的を教えてくださいまして、基金にしますということで、審査の方をさせていただいております。

[委員長]

ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。

[委員]

森を育む人づくりの部分なんですが、例えば先ほどの説明でもあったんですが、61ページの木曽岬町の部分。これは体験学習の部分でお金が使われとるというふうに考えていいかと思うんですが、その部分で言うと学校の授業の部分ではなく、体験学習へも範囲を広げていいのかとか、縛りが必要ではないのかとか、これが良ければこういうことも活用できるぞという意味で、いい意味でもあるんですが、どうなのかなと感じたのと、それから64ページ65ページとずっと見たときに、例えば公益性っていうんですか、学校教育の中で言うと、なかなか数字に表しにくいんですが、たとえば児童数等が載っています。70

人とか45人とか、あるところでは市内小学校14校、かなりの人数だとは思いますが、公益性というのが果たして人数だけの表現でいいのかなと思いました。実際にこういう活動をされたときに、例えば森のせんせいに来ていただいて、すごく子供らのためになったとか。そういう声も聞きますので、そういう部分が反映されるような、学校教育の部分では評価の材料になるようなものがあれば尚良かったかなと思います。評価の基準がとにかくはっきりしないというような、さきほどの意見と同じような部分を感じました。ちょっとまとまっていないうんですが、すみません。

[委員長]

ありがとうございました。ただ今のご意見につきまして何か事務局の方からありますでしょうか。

[事務局]

まず体験学習、どこまでいいのかという問題ですね。2つの方針5つの対策をするためにこの税を導入させていただきますという、災害に強い森づくりはそうなんです、それを支えるために県民全体で森林を支える社会づくりをしようというなかで、森を育む人づくりですね、次世代に森林づくりの大切さを分かっただけという事で、それに合致するものであればいいということで、たくさんいろんなものを考えていただきましたけど、個別に対応してきたという、それをブロック会議で持ち寄って県の中で一同に会して持ち寄って、これどうやろうみたいな相談をしながらきてるんです。創意工夫でもって各市町の課題を解決すると、そういったいろんな森林環境教育の方針もいろいろあります。地域産材、有名な産地でありましたらそれをちゃんと分かっただけとか、いろんなことに取り組んでみえますので、一律ここまでというのはなかなかしにくいものですので、個別に対応しております。それで判断させていただいて、みんなの目で事前に評価して、先生方のご意見もお伺いしながら、だんだん決めていくのかなと。こちらではっきりここまでというのは持っていないんです。だんだん方向を定めていかな、範囲を決めていかなあかんかなとは思っております。

それから、人数だけじゃなくて評価ってできないのかと、これいいぞという量じゃなくて質を取ると。こちらへんにつきましても先ほど申しました税の目的ですね。費用対効果もありますが、方針に合っているものは出来るだけ採択していきたいなという方向で、市町の納得して考えいただいた大きな方針と事業を組み立てたなか、みんなの目で見ると方針に合っているものはいんじゃないかと考えております。それは個別に今対応してきたところなんですけど、そんなところなんです。

[委員長]

はい。ありがとうございます。

[事務局]

評価のコメントのところですね、有効性とか効率性とか公益性、県の事業の部分も果たしてこれでいいのかというところは少し悩んでいるところもあって、市町のほうにも十分そのへんが意思表示されていないので、今言われたように表現がいろいろバラバラみたいなどころがあるのも事実で、そこは直していかなければいけないとも思っていますし、県のコメントも今この状態でいいのかどうかというところもありますけど、狭いスペースで表現せざるを得ないということで、このへんはいろいろと少し時間というか経過の方をいろいろご議論いただきながら、県民にとっても評価委員会にとっても分かりやすいかたちで修正していく必要があるのかなとは思っております。

[委員長]

その他には？

[委員]

学校等へ木製品の導入を図られているところがいくつかあったんですけど、その中で木製品を入れると同時に、さらにその木製品を教材にして森林の学習を増やした市町がいくつかあったと思うんですね。こういうのをすると子供たちにしても木の机が来ましたということだけではなくて、この木はどういう森からどういう過程を経てここにきたんだということがよく分るわけですが、ただ来ただけでは、子供たちは、「あ、来たな」「あ、きれいな机になったな」とそれで終わりだと思ってしまうんですね。例えばそういうのは優れた取り組みをされているところがあれば、木製品の導入を図られたということがセットになって森林の教育と一緒にやられたらどうですかとか、そういうアドバイスなんかをしてかれると尚良いのかなというふうに思いました。やはり全体を見ていると市町さんとかかなり幅広に使えるそうだから使いやすいところに使ってしまえというのが全体から滲み出てるなと感じざるをえないところがございます、まだ1年目ですけど5年間経った時に、この県税を使って身の回りの森への理解が本当に深まるのかっていうのは、市町のこの制度に対しての理解がもう少し深まって、事業に内容を精査していかないと後になって非常に問題になるのではないかなというところを危惧しております。

[事務局]

市町交付金事業の創設にあたっては、地域単位で意見交換するような場の設定をさせていただいて、どこどこ町ではこんなことやってるよ、こんな結構効果的だよ、とかそういった情報交換もしてきましたし、そういったことを密にやりながら、税として適切な事業の創設を市町にも働きかけていきたいというふうに思っています。

[委員長]

はい。ありがとうございます。

[委員]

2点あるんですが、まず一つ目ですけども、公益性のところに関係する話なんですが、この税をそもそも導入するかとどうかを検討されていた頃からずっと言っていることなんですが、県の税金として集めて、公的なお金が投入されていくわけですよ。そのことの持つ公益性ということでは、今、災害対策的な事業の多くが必ずしも公有林ではなくて私有林に投下されている部分もあると思うんですね。とすると、それは確かに危険だから、そのまま放置しておくといけないから、周辺の皆さんに危害が及ぶから、という部分で公益性があることは一定理解はできるんですが、ただ本来的には、手入れが行き届いていない竹林にしても森林にしても、当然本来の地主の方がやるべきものなので、もし私有地にお金を投入した場合において、その地主さんに対してどういう働きかけをしているのか、あるいは地主さんに対してどういう負担を求めているのか、全くなにもしていないのか、そのへんがおそらくいわゆる空地とか空き家とか、そういう十分に管理されていない私有地っていう意味では一緒だと思いますので、そこらへんがこれは妥当性があるかどうかというのが問われてくると思うので、そこらへんの説明をもう少し、私有地に投下されている場合において、きちっと説明いただいたほうがいいのではないかと。単なる波及度とか、受益がどれくらいだけではない公益性というのがあるような気が全体を通してしています。

それともう一点は、前々から言っている PR のことなんですが、多くの事業のところでは特記事項のところ、森と緑の県民税の基金を使いましたよ、それを広報とかに載せましたよ、あるいは載せる予定ですよと書いていただいているんですが、今日いただいているものについては、今日拝見するこの資料でその広報のコピーがついているところとついていないところがありますよね。まだ今年度 27 年度になってからどこかの段階で広報するんだと言っているところは出来ていないのかもしれないですけど、6月くらいに載せる予定ですよと書いてあったものもあるはずなので、それについてはそこまでのものについてはコピーをいただければと思います。広報だけじゃなく回覧をされる、ある

いは現地に看板を立てると仰っているところもありますので、それはその写しみたいなので、本当に看板を立てたのかとか、回覧を回したということは知りたいなというふうに思います。それと特記事項のところは何も書いていないところがあるわけですが、そういうところはちゃんとPRしてくれてるのかな、あたかも自分のところの市町のお金でやっちゃいましたよというふうなことになっていると、これ県民税ですからよろしくないわけで、きちっとPRしてねというのは言わなくちゃいけないと思います。それは確認いただきたい。

[委員長]

いかがでしょうか。

[事務局]

公益性については、委員の仰ることもよく分かります。そういったなかでは、とりあえず事業としては必要性があったということで、事業を実施させていただいたわけですが、その後また放置されてまた何年か後には同じ状態になるということはまずいと思ってますので、そのへんその後の維持管理の面について、少しそういった意識といったかたちで進めていきたいとは思っております。

それとPRですけども、これについては私もどうなっているんだということ整理をさせたところですが、まだ実際出てきていないところもあります。そこについては、今後どうやってやっていくんだということもきちっと市町の方から出してもらうようなかたちで進めていきたいと思っておりますし、そこは早急に対応させていただくつもりであります。コピー等については、他の積算資料も含めて、短期間で不慣れということもあって省いた部分もありますので、きちっと委員の方にお渡しするようなかたちでさせていただきます。

[委員長]

ありがとうございます。

その他ありますでしょうか。

私からも一点、公益性の議論に絡みまして、確か大台町の方で公有林ですかね、買い取りという事があったと思うんですが、あそこのケースでは、水源の森ということで、雑木林、竹林だったと思うんですが、買い取りというのはたぶん最後の手段だと思うんですね。各市町がそういう事業に乗り出していくと、私も私もということにならないか少し心配なんです。そのあたりの歯どめというか事業化については何かお考えがあるんでしょうか。

[事務局]

今回は大台町が一番大きな水源地を、なんとか購入したいとはっきり目的が

決まっておりましたので、そういったケースしかないのかなど。今年度はそういうのは出てきてませんが、どうしても守るべきところ、水源地でありますとか重要なところのみではないのかなと思うんです。実際本当に聞いておりますと、寄付したいんだけど、みたいな話がたくさんあると聞いておられますので、それを全部受けていたら、県の方も時々ありますが、維持管理は所有者の方にしていただきたい。それが基本です。そのために補助もありますので。その他経済林としてやれないところはいろいろと保安林にするとか、環境林の事業地にするとか対策ありますので、そちらで進めるのが本来だと思っておりますので、税でやるのは本当に特殊なケースに限った方がいいのかなという気がしております。

[委員長]

はい、ありがとうございます。そのほか委員の方よろしいでしょうか。

それでは非常に長時間にわたりまして熱心なご議論ありがとうございます。予定していました議論はこれで終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。また各委員からのご意見等につきましては、次回に回答もしくは資料を用意できるところは資料を用意いただくよう事務局で取り計らっていただきますようお願いいたします。

4 その他

5 閉会

[司会]

本日は長時間にわたり、熱心なご議論いただきましてありがとうございます。

それでは、これをもちまして、平成 27 年度第 1 回森と緑の県民税の評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。